

## 新庁舎建設事業の財源構成について

### 1 国からの財政支援制度の活用

#### (1) 東日本大震災からの復旧・復興に伴う新制度の創設

- ア 東日本大震災により庁舎が壊滅的な被害を受けた場合のみ、庁舎の建替えに係る経費について国から財政支援を受けられることとなっていました。
- イ 今回、当市のような一部被災庁舎の場合でも、国からの財政支援を受けられる制度が創設され、これを活用し事業を進めることとしました。

#### (2) 合併特例事業債の対象期間延長

- ア 合併特例事業債は、合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業に対する財源として、その経費を借り入れることができる制度です。
- イ 震災後、この制度を活用できる期間が、被災市町村に限り、震災前の合併後10年間から15年間に延長されました。

### 2 財源の内容

#### (1) 震災復興特別交付税（全体事業費の約20%）

- ア 被災自治体の財政負担を軽減するため、国において新たに制度化されたもので、通常とは別枠で確保された交付税が、建物の被災状況に応じて自治体に交付されるものです。
- イ 対象範囲は、現在の庁舎の復旧に係る経費（約9,000㎡分）となります。

※現在、第三者機関による「本庁舎災害復旧費調査業務」を実施しており、被災状況の把握を行っています。

#### (2) 被災施設復旧関連事業債（全体事業費の約40%）

- ア 震災復興特別交付税と同様に、国において新たに制度化されたもので、被災した公共施設の復旧のために市が借入れする場合、返済額の70%について国から財政支援されるものです。
- イ 対象範囲は、現庁舎の復旧に係る経費を超える部分となります。

#### (3) 合併特例事業債（全体事業費の約25%）

- ア 市町村の合併に伴い活用できる借入金で、返済額の70%について国から財政支援されるものです。
- イ 対象範囲は、被災していない企業局庁舎や教育プラザなどを新庁舎へ統合する経費となります。

#### (4) 庁舎積立金（全体事業費の約15%）

- ア 庁舎の建替えのため、昭和63年から計画的に行ってきた積立金です。

**【参考】** 現庁舎（第1～5庁舎）が「半壊」の判定となった場合の財源構成比

震災復興特別交付税 (約20%)	被災施設復旧関連事業債 (約40%)	合併特例事業債 (約25%)	一般財源 (基金積立金等) (約15%)
---------------------	-----------------------	-------------------	----------------------------

以上